

郡山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第10号

郡山市手数料条例の一部を改正する条例

郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前						
（その他の証明手数料及び閲覧手数料の免除）					（その他の証明手数料及び閲覧手数料の免除）						
第7条（略）					第7条（略）						
2 第5条に定めるもののほか、別表第3第9号の公簿又は図面の閲覧又は縦覧のうち次に掲げるものに係る手数料は、徴収しない。					2 第5条に定めるもののほか、別表第3第9号の公簿又は図面の閲覧又は縦覧のうち次に掲げるものに係る手数料は、徴収しない。						
(1)～(6)（略）					(1)～(6)（略）						
(7) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） <u>第11条の3第1項</u> の書類の閲覧					(7) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） <u>第11条の4第1項</u> の書類の閲覧						
(8)（略）					(8)（略）						
別表第1（第2条、第3条、第8条関係）					別表第1（第2条、第3条、第8条関係）						
法令に基づく事務に係る手数料					法令に基づく事務に係る手数料						
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額		
(略)					(略)						
100	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の	建築物に関する確認申請書類	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件	9,000円	100	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の	建築物に関する確認申請書類	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件	8,000円
			床面積の合計が30	1件	17,000円				床面積の合計が30	1件	15,000円

申請に対する審査		平方メートルを超え100平方メートル以内のもの			
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	34,000円	
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	38,000円	
		(略)			
(略)					
111	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号（同法第87条	検査済証の交付を受ける前	床面積の合計が200平方メートル	1件	27,000円

申請に対する審査		平方メートルを超え100平方メートル以内のもの			
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	23,000円	
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	29,000円	
		(略)			
(略)					
111	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号（同法第87条	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申		1件	120,000円

	の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定申請に対する審査	における建築物等の仮使用認定申請手数料	トル以内のもの	
			上欄以外1件のもの	120,000円

	の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定申請に対する審査	請手数料		

(略)

(略)

178	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第4項までの規定に基づく新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査	新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	1戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第4条第1号の1戸建ての住宅をいう。次号から第181号まで	(略)
-----	--	----------------------------	---	-----

178	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第4項までの規定に基づく新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査	新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	1戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第4条第1号の1戸建ての住宅をいう。次号から第177号まで	(略)
-----	--	----------------------------	---	-----

		<p>において 同じ。)</p> <p>共同住宅 等（長期 優良住宅 の普及の 促進に関 する法律 施行規則 第4条第 2号の共 同住宅等 をいう。 以下この 号から第 181号まで において 同じ。)</p> <p>で当該申 請に係る 建築物の 住戸の戸 数が5戸 以下のもの</p>			<p>において 同じ。)</p> <p>共同住宅 等（長期 優良住宅 の普及の 促進に関 する法律 施行規則 第4条第 2号の共 同住宅等 をいう。 以下同じ 。)で当 該申請に 係る建築 物の住戸 の戸数が 5戸以下 のもの</p>
(略)		(略)			
185	都市の低炭素化の促進	低炭素法第54	1戸建	低炭素化促進	(略)
185	都市の低炭素化の促進	低炭素法第54	1戸建	低炭素化促進	(略)

進に関する法律（平成24年法律第84号。新築等以下「低炭素化促進計画」という。）第53条第1項の規定に基づき、新築等計画の認定の申請に対する審査

建築物新築等計画の認定の申請に関する法律（平成24年法律第84号。新築等以下「低炭素化促進計画」という。）第53条第1項の規定に基づき、新築等計画の認定の申請に対する審査

条第1項第1号に掲げる建築物のエネルギー消費性能基準、住宅の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー有しな法」という。）第14条第1項の登録建築物等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第10号）第2号イ(2)及

ての住宅（1項各号に掲げる建築物）の建築基準に適合していること（以下「1戸の建築物のエネルギー消費性能基準」といふ。）用途に供する建築物省エネルギー有しなもの）第14条第1項の登録建築物等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第10号）第2号イ(2)及

法第54条第1項各号に掲げる建築物の建築基準に適合していること（以下「1戸の建築物のエネルギー消費性能基準」といふ。）用途に供する建築物省エネルギー有しなもの）第15条第1項の登録建築物等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第10号）第2号イ(2)及

ての住宅（1項各号に掲げる建築物）の建築基準に適合していること（以下「1戸の建築物のエネルギー消費性能基準」といふ。）用途に供する建築物省エネルギー有しなもの）第15条第1項の登録建築物等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第10号）第2号イ(2)及

進に関する法律（平成24年法律第84号。新築等以下「低炭素化促進計画」という。）第53条第1項の規定に基づき、新築等計画の認定の申請に対する審査

建築物新築等計画の認定の申請に関する法律（平成24年法律第84号。新築等以下「低炭素化促進計画」という。）第53条第1項の規定に基づき、新築等計画の認定の申請に対する審査

条第1項第1号に掲げる建築物のエネルギー消費性能基準、住宅の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー有しな法」という。）第15条第1項の登録建築物等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第10号）第2号イ(2)及

ての住宅（1項各号に掲げる建築物）の建築基準に適合していること（以下「1戸の建築物のエネルギー消費性能基準」といふ。）用途に供する建築物省エネルギー有しなもの）第15条第1項の登録建築物等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第10号）第2号イ(2)及

法第54条第1項各号に掲げる建築物の建築基準に適合していること（以下「1戸の建築物のエネルギー消費性能基準」といふ。）用途に供する建築物省エネルギー有しなもの）第15条第1項の登録建築物等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第10号）第2号イ(2)及

ての住宅（1項各号に掲げる建築物）の建築基準に適合していること（以下「1戸の建築物のエネルギー消費性能基準」といふ。）用途に供する建築物省エネルギー有しなもの）第15条第1項の登録建築物等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第10号）第2号イ(2)及

び同号 口 (2) の基準 (以下 「誘導 仕様基 準」と いう。)を用 いる場 合	類 (以下「登 録調査機関等 が発行する書 類」という。) が提出され たもの 1件 (略)
	(略)
	共同住 (略) 宅等 (略) 共同住 宅、長 屋その 他の1 戸建て の住宅 以外の 住宅を いう。 以下同 じ。)で 建築物 エネル ギー 消費性 能基準 等を定

び同号 口 (2) の基準 (以下 「誘導 仕様基 準」と いう。)を用 いる場 合	類 (以下「登 録調査機関等 が発行する書 類」という。) が提出され たもの 1件 (略)
	(略)
	共同住 (略) 宅等 (略) 共同住 宅、長 屋その 他の1 戸建て の住宅 以外の 住宅を いう。 以下同 じ。)で 建築物 のエ ネルギ ー消費 性能の 向上等

める省
令（平
成28年
経済産
業省・
国土交
通省令
第1号
。以下
「省令
」とい
う。）
第1条
第2項
第1号
及び第
2号に
掲げる
建築物
の部分
（以下
「住戸
部分」
という
。）又
は複合
建築物
（住宅

に關す
る法律
施行令
（平成
28年政
令第8
号。以
下「政
令」と
いう。
）第3
条第1
号及び
第2号
に掲げ
る建築
物の部
分（以
下「住
戸部分
」とい
う。）
又は複
合建築
物（住
宅の用
途及び
住宅以

の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。)の住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

(略)

(略)

共同住宅等の省令第1条第2項第3号に定める部分又は複合建築物の共用廊下等の部分(住宅

(略)

外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。)の住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

(略)

(略)

共同住宅等の政令第3条第3号に定める部分又は複合建築物の共用廊下等の部分(住宅の用途

(略)

			の用途のみに供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計			
			(略)			
186	低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物共同住宅等の省令第1条第2項第3号に定める部分又は複合建築物の共用廊下等の部分の床面積の合計	(略)			
187	建築物省エネ法第11条第1項及び第12条第2項の規定による建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画(以下単に「建築物エネ	省令第11条第2項に規定する住宅部分(以下「住宅部」という。)に	1戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	38,000円	
	単に「建築物エネ	う。)に	1戸建て	1件	43,000円	

			のみに供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計			
			(略)			
186	低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物共同住宅等の政令第3条第3号に定める部分又は複合建築物の共用廊下等の部分の床面積の合計	(略)			
187	建築物省エネ法第12条第1項及び第13条第2項の規定による同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画(以下単に「建築物エネ	建築物床面積の合計が300平方メートル未満のもの	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能	21,000円

ルギー消費性能確保計画」という。)の提出に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	係る建築物の住宅で床面積の合計が200平方メートル以上のもの		
	共同住宅 1件		77,000円
	等で床面積の合計が300平方メートル未満のもの		
	共同住宅 1件		128,000円
	等で床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの		
	共同住宅 1件		217,000円

性能確保計画」という。)の提出に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	一消費性能適合性判定に係る申請手数料
---	--------------------

以下「という。)第1条第1項第1号ロ、第10条第1号イ(2)。(及び同号ロ(2)に規定する評価方法(以下「モデル建物場、火法」という。))により申請されたもの	1件	
一の使用の状況に類するもので、建築物省エネ法第18条第1号に該当する建築物以外	上欄以外のもの 1件	26,000円

		ル以上 5,000平方 メートル 未満のも の		
		共同住宅 等で床面 積の合計 が5,000平 方メート ル以上の もの	1件	311,000円
省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）に係る建築物エネルギー	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	非住宅部分（工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使い方の状況に類する	省令第1条第1項第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する評価方法（以下「モデル建物法」という。）により申請されたもの1件	21,000円
				26,000円

		のもの （以下 「工場 等」と いう。 ）に限 る。）		
	非住宅部分（工場等を除く。）	モデル建物法（により申請されたもの1件		97,000円
		上欄以外のもの1件		252,000円
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	非住宅部分（工場等を除く。）	モデル建物法（により申請されたもの1件		29,000円
		上欄以外のもの1件		34,000円
		モデル建物法（により申請されたもの1件		120,000円
		上欄以外のもの1件		309,000円
床面積の合計	非住宅部分（により申請さ	モデル建物法		42,000円

ギー消費性能確保計画に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請手数料	もので、建築物省エネ法第20条第1号に該当する建築物以外のもの（以下「工場等」という。）に限る。）	
	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1 工場等を除く件。）	97,000円
	上欄以外のもの 1 件	252,000円
	床面積非住宅モデル建物法の合計部分（により申請されたもの 1 工場等に限る件）	29,000円
	上欄以外のもの 1 件	34,000円

が 1,000 平方メートル	工場等に限る件	1 上欄以外のもの 1 件	48,000円
以上 2,000 平方メートル	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1 工場等を除く件）	162,000円	
未満のもの	上欄以外のもの 1 件	407,000円	
床面積の合計が 2,000 平方メートル	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1 工場等に限る件）	105,000円	
以上 5,000 平方メートル	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1 工場等を除く件）	113,000円	
未満のもの	上欄以外のもの 1 件	261,000円	
床面積の合計が 5,000 平方メートル	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1 工場等に限る件）	580,000円	
以上	上欄以外のもの 1 件	159,000円	
未満のもの	上欄以外のもの 1 件	167,000円	

以上	の 1件	
1,000	非住宅モデル建物法	120,000円
平方メ	部分 (により申請さ	
ートル	工場等れたもの 1	
未満の	を除く件	
もの	。)	
	上欄以外のも	309,000円
	の 1件	
床面積	非住宅モデル建物法	42,000円
の合計	部分 (により申請さ	
が	工場等れたもの 1	
1,000	に限る件	
平方メ	。)	
ートル	上欄以外のも	48,000円
	の 1件	
以上	非住宅モデル建物法	162,000円
2,000	部分 (により申請さ	
平方メ	工場等れたもの 1	
ートル	を除く件	
未満の	。)	
もの	上欄以外のも	407,000円
	の 1件	
床面積	非住宅モデル建物法	105,000円
の合計	部分 (により申請さ	
が	工場等れたもの 1	
2,000	に限る件	
平方メ	。)	
ートル	上欄以外のも	113,000円
	の 1件	
以上	非住宅モデル建物法	261,000円
5,000	部分 (により申請さ	

一トル	の 1件	
以上	非住宅モデル建物法	341,000円
10,000	部分 (により申請さ	
平方メ	工場等れたもの 1	
一トル	を除く件	
未満の	。)	
もの	上欄以外のも	715,000円
	の 1件	
床面積	非住宅モデル建物法	197,000円
の合計	部分 (により申請さ	
が	工場等れたもの 1	
10,000	に限る件	
平方メ	。)	
一トル	上欄以外のも	206,000円
	の 1件	
以上	非住宅モデル建物法	410,000円
25,000	部分 (により申請さ	
平方メ	工場等れたもの 1	
一トル	を除く件	
未満の	。)	
もの	上欄以外のも	845,000円
	の 1件	
床面積	非住宅モデル建物法	244,000円
の合計	部分 (により申請さ	
が	工場等れたもの 1	
25,000	に限る件	
平方メ	。)	
一トル	上欄以外のも	255,000円
	の 1件	
以上の	非住宅モデル建物法	481,000円
もの	部分 (により申請さ	

平方メートル	工場等	れたもの	1
	を除く	件	
未満のもの	の)	上欄以外のも	580,000円
		の 1件	
床面積	非住宅	モデル建物法	159,000円
の合計	部分	(により申請さ	
が	工場等	れたもの	1
5,000	に限る	件	
平方メートル	の)	上欄以外のも	167,000円
		の 1件	
以上	非住宅	モデル建物法	341,000円
10,000	部分	(により申請さ	
平方メートル	工場等	れたもの	1
ートル	を除く	件	
未満のもの	の)	上欄以外のも	715,000円
		の 1件	
床面積	非住宅	モデル建物法	197,000円
の合計	部分	(により申請さ	
が	工場等	れたもの	1
10,000	に限る	件	
平方メートル	の)	上欄以外のも	206,000円
ートル		の 1件	
以上	非住宅	モデル建物法	410,000円
25,000	部分	(により申請さ	
平方メートル	工場等	れたもの	1
ートル	を除く	件	
未満のもの	の)	上欄以外のも	845,000円

工場等	れたもの	1
を除く	件	
の)	上欄以外のも	964,000円
	の 1件	

			もの	の 1件	
			床面積非住宅	モデル建物法	244,000円
			の合計部分	(により申請さ	
			が	工場等	れたもの 1
			25,000	に限る	件
			平方メ	。)	上欄以外のも
			ートル		の 1件
			以上の	非住宅	モデル建物法
			もの	部分 (により申請さ	481,000円
				工場等	れたもの 1
				を除く	件
				。)	上欄以外のも
					964,000円
				の 1件	
188	建築物省エネ法第11条第2項及び第12条第3項の規定による変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	住宅部分1戸建てに係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に對する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請手数料	1戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	19,000円
			1戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	22,000円

188	建築物省エネ法第12条第2項及び第13条第3項の規定による変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画のもの	床面積非住宅	モデル建物法	11,000円
			の合計部分	(により申請さ	
			物が300	工場等	れたもの 1
			平方メ	に限る	件
			ートル。)		上欄以外のも
			消費性能未達の		の 1件
			非住宅	モデル建物法	49,000円
			部分 (により申請さ		
			工場等	れたもの 1	
			を除く	件	
			。)	上欄以外のも	126,000円
			の 1件		
			床面積非住宅	モデル建物法	15,000円
			の合計部分	(により申請さ	

共同住宅 等で床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	39,000円
共同住宅 等で床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	64,000円
共同住宅 等で床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	109,000円
共同住宅	1件	156,000円

料	請手数が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	工場等れたもの1件	1
		上欄以外のもの1件	17,000円
		非住宅モデル建物法部分(により申請されたもの1件)	60,000円
		工場等れたもの1件	1
		を除外したもの)	上欄以外のもの1件
			155,000円
		床面積非住宅モデル建物法の合計部分(により申請されたものが1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの)	21,000円
		工場等れたもの1件	1
		に限る件	
		上欄以外のもの1件	24,000円
		以上非住宅モデル建物法部分(により申請されたもの1件)	81,000円
		工場等れたもの1件	1
		を除外したもの)	上欄以外のもの1件
			204,000円
		床面積非住宅モデル建物法の合計部分(により申請されたものが2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの)	53,000円
		工場等れたもの1件	1
		に限る件	
		上欄以外のもの1件	57,000円

	等で床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		
非住宅部分に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請手数料	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの）に限る件	11,000円
		上欄以外のもの1件	13,000円
		非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの）を除く件	49,000円
		上欄以外のもの1件	126,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの）に限る件	15,000円
		上欄以外のもの1件	17,000円
		非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの）に限る件	60,000円

一ト	の1件		
以上5,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの）を除く件	上欄以外のもの1件	131,000円
床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの）に限る件	上欄以外のもの1件	80,000円
一ト	の1件		84,000円
以上10,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの）を除く件	上欄以外のもの1件	171,000円
床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの）に限る件	上欄以外のもの1件	358,000円
一ト	の1件		99,000円
以上10,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの）を除く件	上欄以外のもの1件	103,000円
一ト	の1件		205,000円
以上25,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの）を除く件	上欄以外のもの1件	

未満のもの	を除く件		
もの	。)	上欄以外のもの 1件	155,000円
床面積	非住宅モデル建物法の合計部分	(により申請されたものが 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの)	21,000円
の合計部分	(により申請されたものが 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの)	工場等れたもの 1件	
が	工場等	れたもの 1件	
1,000平方メートル以上	に限る	件	
2,000平方メートル未満のもの	を除く	件	
上欄以外のもの	の 1件		24,000円
非住宅モデル建物法の合計部分	(により申請されたものが 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの)		81,000円
非住宅モデル建物法の合計部分	(により申請されたものが 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの)	工場等れたもの 1件	
工場等	れたもの 1件		
上欄以外のもの	の 1件		204,000円
非住宅モデル建物法の合計部分	(により申請されたものが 5,000平方メートル未満のもの)		53,000円
非住宅モデル建物法の合計部分	(により申請されたものが 5,000平方メートル未満のもの)	工場等れたもの 1件	
工場等	れたもの 1件		
上欄以外のもの	の 1件		57,000円
非住宅モデル建物法の合計部分	(により申請されたものが 5,000平方メートル未満のもの)		131,000円
非住宅モデル建物法の合計部分	(により申請されたものが 5,000平方メートル未満のもの)	工場等れたもの 1件	
工場等	れたもの 1件		
上欄以外のもの	の 1件		290,000円

平方メートル	工場等	れたもの 1	
を除外する	を除く	件	
未満のもの	。)	上欄以外のもの 1件	423,000円
床面積	非住宅モデル建物法の合計部分	(により申請されたものが 25,000平方メートル以上 以上のもの)	122,000円
の合計部分	(により申請されたものが 25,000平方メートル以上 以上のもの)	工場等れたもの 1件	
が	工場等	れたもの 1件	
25,000平方メートル以上	に限る	件	
上欄以外のもの	の 1件		128,000円
非住宅モデル建物法の合計部分	(により申請されたものが 25,000平方メートル以上 以上のもの)		241,000円
非住宅モデル建物法の合計部分	(により申請されたものが 25,000平方メートル以上 以上のもの)	工場等れたもの 1件	
工場等	れたもの 1件		
上欄以外のもの	の 1件		482,000円

床面積	非住宅	モデル建物法	80,000円
の合計部分	(により申請さ		
が	工場等	れたもの 1	
5,000	に限る	件	
平方メ	。)	上欄以外のも	84,000円
ートル		の 1件	
以 上	非住宅	モデル建物法	171,000円
10,000	部分 (により申請さ		
平方メ	工場等	れたもの 1	
ートル	を除く	件	
未満の	。)	上欄以外のも	358,000円
もの		の 1件	
床面積	非住宅	モデル建物法	99,000円
の合計部分	(により申請さ		
が	工場等	れたもの 1	
10,000	に限る	件	
平方メ	。)	上欄以外のも	103,000円
ートル		の 1件	
以 上	非住宅	モデル建物法	205,000円
25,000	部分 (により申請さ		
平方メ	工場等	れたもの 1	
ートル	を除く	件	
未満の	。)	上欄以外のも	423,000円
もの		の 1件	
床面積	非住宅	モデル建物法	122,000円
の合計部分	(により申請さ		

			が工場等れたもの 1 25,000に限る件							
			平方メ.) 上欄以外のもの 1件	128,000円						
			以上の非住宅モデル建物法 もの部分 (により申請さ 工場等れたもの 1 を除く件 。) 上欄以外のもの 1件	241,000円 482,000円						
189	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。) 第13条の規定に基づく軽微な変更に関する申請に係る審査	住宅部分1戸建てに 係る軽微な変更 申請の 手数料	1戸建て1件の住宅で床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1戸建て1件の住宅で床面積の合計が200平方メートル以上のもの 共同住宅1件等で床面積の合計	19,000円 22,000円 39,000円	189	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。) 第11条の規定に基づく軽微な変更に関する申請に係る審査	軽微な変更 申請の 手数料	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	非住宅モデル建物法部分 (により申請さ 工場等れたもの 1 を除く件 。) 上欄以外のもの 1件 非住宅モデル建物法部分 (により申請さ 工場等れたもの 1 を除く件 。) 上欄以外のもの 1件	11,000円 13,000円 49,000円 126,000円 15,000円 17,000円

が300平方メートル未満のもの		
共同住宅 1件		64,000円
等で床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		
共同住宅 1件		109,000円
等で床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
共同住宅 1件		156,000円
等で床面積の合計が5,000平		

以上	の 1件	
1,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1件を除く件。）	60,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1件に限る件。）	155,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1件に限る件。）	21,000円
5,000平方メートル以上	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1件を除く件。）	24,000円
10,000平方メートル以上	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1件を除く件。）	81,000円
15,000平方メートル以上	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1件を除く件。）	204,000円
20,000平方メートル以上	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1件を除く件。）	53,000円
25,000平方メートル以上	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1件を除く件。）	57,000円
30,000平方メートル以上	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの 1件を除く件。）	131,000円

	方メートル以上のもの		
非住宅部分に係る軽微変更該当証明の手数料	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの1件に限る件）	11,000円
		上欄以外のもの1件	13,000円
		非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの1件を除く件）	49,000円
		上欄以外のもの1件	126,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの1件に限る件）	15,000円
		上欄以外のもの1件	17,000円
		非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの1件を除く件）	60,000円
		上欄以外のもの1件	155,000円

平方メートル未満のもの	工場等を除く件	れたもの1	
		上欄以外のもの1件	290,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの1件に限る件）		80,000円
		上欄以外のもの1件	84,000円
以上10,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの1件を除く件）		171,000円
		上欄以外のもの1件	358,000円
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの1件を除く件）		99,000円
		上欄以外のもの1件	103,000円
以上25,000平方メートル未満のもの	非住宅モデル建物法部分（により申請されたもの1件を除く件）		205,000円
		上欄以外のもの1件	423,000円

床面積	非住宅	モデル建物法	21,000円
の合計	部分	(により申請さ	
が	工場等	れたもの 1	
1,000	に限る	件	
平方メ	。)	上欄以外のも	24,000円
ートル		の 1件	
以 上	非住宅	モデル建物法	81,000円
2,000	部分	(により申請さ	
平方メ	工場等	れたもの 1	
ートル	を除く	件	
未満の	。)	上欄以外のも	204,000円
もの		の 1件	
床面積	非住宅	モデル建物法	53,000円
の合計	部分	(により申請さ	
が	工場等	れたもの 1	
2,000	に限る	件	
平方メ	。)	上欄以外のも	57,000円
ートル		の 1件	
以 上	非住宅	モデル建物法	131,000円
5,000	部分	(により申請さ	
平方メ	工場等	れたもの 1	
ートル	を除く	件	
未満の	。)	上欄以外のも	290,000円
もの		の 1件	
床面積	非住宅	モデル建物法	80,000円
の合計	部分	(により申請さ	
が	工場等	れたもの 1	

もの		の 1件	
床面積	非住宅	モデル建物法	122,000円
の合計	部分	(により申請さ	
が	工場等	れたもの 1	
25,000	に限る	件	
平方メ	。)	上欄以外のも	128,000円
ートル		の 1件	
以上の	非住宅	モデル建物法	241,000円
もの	部分	(により申請さ	
	工場等	れたもの 1	
	を除く	件	
	。)	上欄以外のも	482,000円
		の 1件	

5,000	に限る件	
平方メ。)	上欄以外のもの	84,000円
一トル	の 1件	
以上	非住宅モデル建物法	171,000円
10,000	部分 (により申請さ	
平方メ	工場等れたもの 1	
一トル	を除く件	
未満の。)	上欄以外のもの	358,000円
もの	の 1件	
床面積	非住宅モデル建物法	99,000円
の合計	部分 (により申請さ	
が	工場等れたもの 1	
10,000	に限る件	
平方メ。)	上欄以外のもの	103,000円
一トル	の 1件	
以上	非住宅モデル建物法	205,000円
25,000	部分 (により申請さ	
平方メ	工場等れたもの 1	
一トル	を除く件	
未満の。)	上欄以外のもの	423,000円
もの	の 1件	
床面積	非住宅モデル建物法	122,000円
の合計	部分 (により申請さ	
が	工場等れたもの 1	
25,000	に限る件	
平方メ。)	上欄以外のもの	128,000円
一トル	の 1件	

			以上の非住宅モデル建物法 もの部分（により申請さ 工場等れたもの 1 を除く件 。） 上欄以外のもの の 1件	241,000円 482,000円							
190	建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（住宅部分に限る。）	住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	1戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル未満のもの	建築物省エネ法施行規則第20条第1項の市長が必要と認める図書（以下「建築物省エネ法に係る適合証等」という。）が提出されたもの 1件 誘導仕様基準により申請されたもの 1件	(略)	190	建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は同法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査（住宅（居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の居住の用に供する建築物の部分を用いる。）に限る。）	住宅に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	1戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル未満のもの	建築物省エネ法施行規則第23条第1項又は第30条第1項の市長が必要と認める図書（以下「建築物省エネ法に係る適合証等」という。）が提出されたもの 1件 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びに同号ロ(2)及び(3)に規定する評価方法（以下「仕様基準等」という。）により	(略)

	(略)	
1戸建て の住宅で 床面積の 合計が200 平方メー トル以上 のもの	(略)	誘導仕様基準 (略)
共同住宅 等で床面 積の合計 が300平 方メートル 未満のも の	(略)	誘導仕様基準 (略)
共同住宅 等で床面	(略)	誘導仕様基準 (略)

	申請されたもの（建築物のエネルギー消費性能に係る認定に限る。以下同じ。） 又は誘導仕様基準により申請されたもの 1件	
	(略)	
1戸建て の住宅で 床面積の 合計が200 平方メー トル以上 のもの	(略)	仕様基準等又 (略)
共同住宅 等で床面 積の合計 が300平 方メートル 未満のも の	(略)	仕様基準等又 (略)
共同住宅 等で床面	(略)	仕様基準等又 (略)

			積の合計により申請されたもの 1 メートル以上2,000 平方メー トル未満 のもの	(略)			積の合計は誘導仕様基 準により申請 されたもの 1件	(略)	
			共同住宅 (略)	(略)			共同住宅 (略)	(略)	
			等で床面積の合計により申請されたもの 1 方メートル以上 5,000平方 メートル未満の もの	誘導仕様基準 (略)			等で床面積の合計は誘導仕様基 準により申請 されたもの 1件	仕様基準等又 (略)	
			共同住宅 (略)	(略)			共同住宅 (略)	(略)	
			等で床面積の合計により申請されたもの 1 方メートル以上の もの	誘導仕様基準 (略)			等で床面積の合計は誘導仕様基 準により申請 されたもの 1件	仕様基準等又 (略)	
			(略)	(略)			もの (略)	(略)	
191	建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	非住宅部に係る建築物工	(略)		191	建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	非住宅に係る建築物エネルギー	(略)	

	一消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（非住宅部分に限る。）	エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料
192	建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅部分に限る。）	住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料
193	建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（非住宅部分に限る。）	非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手

	一消費性能向上計画の認定又は同法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査（非住宅（住宅以外の建築物の部分）をいう。以下同じ。）	エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料
192	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅部分に限る。）	住宅に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料
193	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（非住宅）	非住宅に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料

	数料	
--	----	--

(略)

備考

1～3 (略)

4 第185号及び第186号の手数料を徴収する事務について、共同住宅等の建築物全体で申請する場合は、これらの建築物の住戸部分の床面積の合計又は住戸の戸数の総数により算出した額に当該これらの建築物の共同住宅等の省令第1条第2項第3号に定める部分により算出した額を加算する。ただし、共同住宅等の省令第1条第2項第3号に定める部分が存在しない場合は、当該額は加算しない。

5 第185号及び第186号の手数料を徴収する事務について、複合建築物の住宅の部分で申請する場合の手数料の額は、これらの建築物の住宅の床面積の合計又は住戸の戸数の総数により算出した額に当該これらの建築物の共用廊下等の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分が存在しない場合は、当該額は加算しない。

6 第185号及び第186号の手数料を徴収する事務について、複合建築物の非住宅の部分で申請する場合の手数料の額は、当該複合建築物の非住宅の部分により算出した額とする。

7 (略)

8 第185号及び第186号の手数料を徴収する事務について、低炭素化促進法第54条第2項（低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第100号に掲げる区分に応じて同号に定める額を加算する。

9 (略)

10 第187号から第189号までの手数料を徴収する事務について、複合建築

--	--	--

(略)

備考

1～3 (略)

4 第185号及び第186号の手数料を徴収する事務について、共同住宅等の建築物全体で申請する場合は、これらの建築物の住戸部分の床面積の合計又は住戸の戸数の総数により算出した額に当該これらの建築物の共同住宅等の政令第3条第3号に定める部分により算出した額を加算する。ただし、共同住宅等の政令第3条第3号に定める部分が存在しない場合は、当該額は加算しない。

5 第185号及び第186号の手数料を徴収する事務について、複合建築物の住宅部分で申請する場合の手数料の額は、これらの建築物の住宅の床面積の合計又は住戸の戸数の総数により算出した額に当該これらの建築物の共用廊下等の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分が存在しない場合は、当該額は加算しない。

6 第185号及び第186号の手数料を徴収する事務について、複合建築物の非住宅部分で申請する場合の手数料の額は、当該複合建築物の非住宅の部分により算出した額とする。

7 (略)

8 第185号及び第186号の手数料を徴収する事務について、低炭素化促進法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第100号に掲げる区分に応じて同号に定める額を加算する。

9 (略)

物の建築物全体で申請する場合の手数料の額は、これらの建築物の住宅部分の床面積の合計により算出した額に当該建築物の非住宅部分（工場等に限る。）の床面積の合計により算出した額、当該建築物の非住宅部分（工場等を除く。）の床面積の合計により算出した額又は前項で算出した額を加算する。

- 11 第190号から第193号までの手数料を徴収する事務について、住宅部分の用途及び非住宅部分の用途に供する建築物の場合の手数料の額は、当該建築物の住宅部分の床面積の合計により算出した額に当該建築物の非住宅部分の床面積の合計により算出した額を加算する。
- 12 第190号から第193号までの手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第30条第2項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第100号に掲げる区分に応じて同号に定める額を加算する。
- 13 第190号及び第191号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第29条第3項の規定により、他の建築物を含めた審査の申出があった場合の手数料の額は、申請建築物の床面積に対する当該各号に定める手数料の額に、他の建築物ごとの床面積に対する当該各号に定める手数料の額を加算する。
- 14 第192号及び第193号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第29条第3項の規定による認定を受けた建築物に係る変更の審査の申出があった場合の手数料の額は、対象となる建築物ごとの床面積に対する当該各号における手数料の額を合計した額とする。ただし、新たに他の建築物が追加される変更である場合の新たに追加される他の建築物の手数料の額は、当該建築物の床面積に対する第190号又は第191号に定める手数料の額とする。

- 10 第190号から第193号までの手数料を徴収する事務について、住宅の用途及び非住宅の用途に供する建築物の場合の手数料の額は、当該建築物の住宅部分の床面積の合計により算出した額に当該建築物の非住宅部分の床面積の合計により算出した額を加算する。
- 11 第190号から第193号までの手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第100号に掲げる区分に応じて同号に定める額を加算する。
- 12 第190号及び第191号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第34条第3項の規定により、他の建築物を含めた審査の申出があった場合の手数料の額は、申請建築物の床面積に対する当該各号に定める手数料の額に、他の建築物ごとの床面積に対する当該各号に定める手数料の額を加算する。
- 13 第192号及び第193号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第34条第3項の規定による認定を受けた建築物に係る変更の審査の申出があった場合の手数料の額は、対象となる建築物ごとの床面積に対する当該各号における手数料の額を合計した額とする。ただし、新たに他の建築物が追加される変更である場合の新たに追加される他の建築物の手数料の額は、当該建築物の床面積に対する第190号又は第191号に定める手数料の額とする。

15 (略)

14 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。